



4月からスタート

「特別障害給付金」 制度ができました

国民年金への加入が任意だった当時に、未加入だった学生や専業主婦などのかたは、障害を負っても障害年金を受け取ることができませんでした。このため、今年4月から、上記のかたがたを対象に「特別障害給付金制度」が始まります。

対象となるかた

国民年金に任意加入していなかった下記の、の期間に障害を負った病気やケガの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級および2級に該当するかたが対象です。

ただし、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受け取ることができるかたは対象になりません。

国民年金に加入していなかった期間
昭和61年3月以前の任意加入対象者であった厚生年金加入者等の配偶者の期間
平成3年3月以前の任意加入対象者であった学生の期間

支給額

障害基礎年金の1級
に該当するかた 5万円(月額)

障害基礎年金の2級
に該当するかた 4万円(月額)

支給の開始は、請求した日の属する月の翌月分から(4月に請求した場合は5月分から支給)になります。

申請場所

市役所国保年金課
(受給の審査は社会保険事務局で行います)



問い合わせ

秋田社会保険事務局TEL(883)1659
秋田社会保険事務所TEL(865)2391
秋田市国保年金課TEL(866)2097

国民年金

年金保険料の免除・猶予 には、申請が必要です

国民年金には、所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なため「申請免除制度」と、学生期間中の保険料を卒業後に納付できる「学生納付特例制度」があります。

また、4月から、30歳未満のかたで所得が一定以下の場合、保険料の納付を一時猶予し、将来、負担できるようになった時点で追納していただく「納付猶予制度」が開始されます。

いずれも申請が必要です。ご相談は下記の窓口へどうぞ。

申請窓口

市役所国保年金課 土崎・新屋支所
市民サービスセンター(アルヴェ1階)
河辺・雄和市民センター 岩見三内・大正寺連絡所
問い合わせは国保年金課TEL(866)2097

申請免除制度

「全額免除」と「半額免除」があります

本人、配偶者、世帯主の前年(1月～6月分については前々年)の所得が審査の基準になります

免除された期間は年金を受けるための資格期間に算定されますが、10年以内に追納しない場合は受け取る年金額が減額されます
随時受け付けますが、平成17年3月分から希望する場合は、4月28日(木)までに申請の手続きを。ただし、平成17年6月分までの承認を受けているかたの申請は7月1日(金)から受け付けます

納付猶予制度(4月から)

本人(および配偶者)のみの前年(1月～6月分については前々年)の所得が審査の基準になります

猶予された期間は年金を受けるための資格期間に算定されますが、10年以内に追納しない場合は、年金額の計算には反映されません
受け付けは4月1日(金)から

申請免除申請 および 納付猶予申請 に必要なもの

年金手帳 印鑑

失業や災害などが理由のかたは、その事実を明らかにすることができる書類(雇用保険の「雇用保険受給資格証」「離職票」や罹災証明書など)

市役所で所得の確認ができない場合、所得証明書などを提出してもらうことがあります。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

学生納付特例制度

大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校などの学生、高等学校の生徒、および厚生労働省が認める各種学校に1年以上在籍する学生が対象です(国外の学校などは対象になりません)

本人の所得が審査の基準になります

猶予された期間は年金を受けるための資格期間に算定されますが、10年以内に追納しない場合は年金額には反映されません

随時受け付け 毎年度の申請が必要です

申請に必要なもの

年金手帳 印鑑

在学証明書または学生証の写し

国民健康保険



こんなときは... 14日以内に届け出をお願いします

問い合わせ

加入・脱退などについては、国保年金課国保年金資格担当TEL(866)2097
 税の内容については、国保年金課賦課担当TEL(866)2099
 納付の相談については、国保年金課収納担当TEL(866)2189

こんなときは手続きを		手続きに必要なもの
国保に 加入するとき	他の市区町村から転入したかたがいるとき	被保険者証
	他の健康保険をやめたかたがいるとき	被保険者証・社保などの資格喪失証明書 各種福祉医療費受給者証
	生活保護を受けなくなったかたがいるとき	被保険者証 保護決定(廃止)通知書
	子どもが生まれたとき	被保険者証 印鑑 世帯主の口座番号のわかるもの
国保を 脱退するとき	他の市区町村に転出するかたがいるとき	被保険者証
	他の健康保険に加入したかたがいるとき	国保と職場の被保険者証 各種福祉医療費受給者証 (カード型の場合は世帯全員分)
	生活保護を受けることになったかたがいるとき	被保険者証 保護決定(開始)通知書
	亡くなったかたがいるとき	被保険者証 印鑑 喪主などの口座番号のわかるもの
その他	退職者医療制度に該当することになったとき	被保険者証 年金証書
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	被保険者証
	被保険者証をなくしたり、破損したとき	破損した被保険者証 印鑑 身分を証明するもの
	修学のため、他の市区町村に居住するかたがいるとき	被保険者証 在学証明書(申請年度に発行されたもの)
	長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	被保険者証

届け出の場所

- 市役所市民課.....TEL(866)2018
- 市役所国保年金課...TEL(866)2097
- 土崎支所.....TEL(845)2261
- 新屋支所.....TEL(888)8080
- 市民サービスセンター(アルヴェ1階)TEL(887)5320
- 河辺市民センターTEL(882)5131 岩見三内連絡所TEL(883)2111
- 雄和市民センターTEL(886)5523 大正寺連絡所TEL(887)2111



- ◎被保険者証とは、国民健康保険被保険者証のことです。
- ◎届け出によっては印鑑が必要な場合がありますので、できるだけ印鑑をお持ちください。
- ◎世帯の中に国保高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合は、あわせてお持ちください。
- ◎届け出が遅れると、さかのぼって課税されたり、国保から負担した医療費を返していただくことがありますので、早めに届け出をしてください。

介護保険



介護保険料の納入通知書をお送りします

問い合わせ
 介護保険課TEL(866)2069

4月上旬に、下表のとおり、平成17年度分の介護保険料納入通知書(仮算定分)をお送りします。

平成17年度の65歳以上のかたの保険料は、右表の金額になる予定です。なお、お送りする納入通知書の「所得段階」は、算定の基礎となる市民税の課税状況や合計所得金額がまだ確定していないため、平成16年度と同じになっています。市民税の課税状況などが確定した後、右表の保険料額(年額)から、仮算定分の保険料額を差し引いて、後半の保険料額を決定し、8月ごろに納入通知書をお送りします。

区分	納入通知書の内容	
普通徴収	納付書で納付	4~7月(1~4期)分の納付書を含めた6枚綴
	口座振替	4~7月(1~4期)分の納付額を記載した2枚綴
特別徴収	年金から天引	4・6・8月(1~3期)の納付額を記載した2枚綴

所得段階	対象者	年間保険料額 (月額平均)
第一段階	世帯全員が市民税非課税の 高齢福祉年金受給者など	21,000円 (1,750円)
第二段階	世帯全員が市民税非課税の 世帯員	31,500円 (2,625円)
第三段階	市民税課税者がいる世帯の 市民税非課税者	42,000円 (3,500円)
第四段階	市民税課税者 (合計所得が200万円未満)	52,500円 (4,375円)
第五段階	市民税課税者 (合計所得が200万円以上)	63,000円 (5,250円)

平成17年度は市町合併などにより事業計画を見直し、保険料額を決めています。

平成16年度中に65歳になられたかたは、10月から年金天引きに変わる場合があります。今年8月ごろにお送りする保険料の納入通知書でご確認ください。

災害などで保険料の減免を希望されるかたは、納期限の7日前までに申請してください(年金天引きの場合は当該月の19日まで)。

所得段階が第3段階のかたで、市民税または所得税の申告をされていない18歳から60歳のご家族がいる場合、申告書の提出により第2段階となる場合があります。

普通徴収の保険料の納付は便利な口座振替でどうぞ。